



静岡県経済産業部

企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

○主な更新

【掲載終了】

- ・（厚生労働省）業務改善助成金
- ・プロフェッショナル人材確保事業費補助金/副業・兼業人材確保事業費補助金

【新規掲載】

- ・L P ガス料金高騰対策緊急支援事業費助成
- ・特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成
- ・施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業費
- ・荒茶工場燃料価格高騰緊急支援事業費
- ・家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業費
- ・農地・農業用水路等資源保全管理推進事業費助成
- ・漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援事業費
- ・小規模企業経営力向上事業費補助金

※本パンフレットは、作成時点に募集中の事業を掲載しています。

令和7年2月28日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

資金繰りについて相談したい。	県制度融資「経済変動対策貸付」	1
	県制度融資「経済変動対策貸付 新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」	2
	県制度融資「再生企業支援貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)	3
	参考 (静岡県信用保証協会) 総合相談センター	4
新エネ・省エネ設備導入について相談したい。	県制度融資「脱炭素支援資金」	5
ガス及び電気料金の高騰による影響を軽減したい。	L P ガス料金高騰対策緊急支援事業費助成	6
	特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成	6
燃油価格・資料・資材価格高騰による影響を軽減したい。	施設園芸用燃油価格高騰対策緊急支援事業費	7
	荒茶工場燃料価格高騰緊急支援事業費	7
	家畜用飼料価格高騰対策緊急支援事業費	7
	農地・農業用水路等資源保全管理推進事業費助成	8
	漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援事業費	8
新たなビジネスモデルの構築などに取り組みたい。	小規模企業経営力向上事業費補助金	9
	参考 (経済産業省) 中小企業等事業再構築促進事業	10

企業の皆様、働く皆様へ 物価高騰等に係る支援策

経営課題やデジタル化について専門家に相談したい。	中小企業等専門家派遣事業	11
ロボットやIoTなどの製品を導入したい	参考 (中小機構) 中小企業省力化投資補助金	12
就職相談、キャリアカウンセリング等の各種アドバイスを受けたい。	しずおかジョブステーション運営事業	13
資格の取得やスキルアップをして再就職したい。	離職者等再就職支援事業	14
デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を受けたい。	デジタル化等促進職業訓練事業	15
静岡県へのU I ターン就職をしたい。	静岡UIターン就職サポート事業	16
新卒者等の採用に向けて、インターンシップを導入したい。	静岡県インターンシップ導入ヘルプデスク	17
適切な価格転嫁に取り組みたい。	パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)	18
経営上の課題等を相談したい。	各種相談窓口一覧	19 20

【参考】国や産業支援機関のホームページ

・中小企業等事業再構築促進事業の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。



※県が運営する企業参加型オンラインコミュニティ「しずおか産業創造プラットフォーム」では、県だけでなく国や市町、産業支援機関の最新の補助金等の支援情報の検索が可能です。



県制度融資「経済変動対策貸付」

売上が減少、経営改善する中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	次の①～⑦のいずれかに該当する中小企業者 ①最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少 ②最近6か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少 ③最近3か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で15%以上減少 ④最近6か月間の売上高が2年又は3年前の同期比で10%以上減少 ⑤最近3か月の売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ、最近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少 ⑥セーフティネット7号の認定を取得 ⑦危機関連保証を利用するもの
融資限度額	5,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）
融資利率	1.50%（セーフティネット2号、4号、危機関連保証） 1.60%（普通保証、セーフティネット5号、7号保証）
保証制度 保証料率	(普通) 0.28%～1.20% (セーフティネット2号、4号) 0.60% (セーフティネット5号) 0.58% (セーフティネット7号) 0.50% (危機関連保証) 0.80%

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028456.html>



お問合せ先等

県制度融資「経済変動対策貸付 新型コロナウイルス感染症関連資金借換枠」

**新型コロナウイルス感染症関連資金※を借り換える中小企業向けに、
県制度融資による融資を実施**します。

※国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付、経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）、新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付、再生企業支援貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）

項目	内容
資金使途	借換資金 (但し、借換資金に真水資金を加えることは可。)
融資要件	次の①、②のいずれかに該当する中小企業者 ①セーフティネット5号の認定を取得 ②普通保証を利用するもので、最近3か月間の売上高が前年（若しくは2年、若しくは3年前の）同期の売上高に比して5%以上減少していること
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内（据置期間：2年以内）
融資利率	1.79%
保証制度 保証料率	(普通) 0.28%～1.20% (セーフティネット5号) 0.58%
取扱期間	令和6年7月1日～令和7年3月31日（協会受付分）

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1062527.html>



お問
合せ
先等

県制度融資「再生企業支援貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)

早期の事業再生に取り組むため、中小企業活性化協議会等の支援により作成した再生計画を実行するための融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	金融機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの (国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を付するものに限る。)
融資限度額	8,000万円
融資期間	15年以内(据置期間:5年以内)
融資利率	1.50%又は1.60%
保証料率	0.20%
取扱期間	令和7年3月31日(協会受付分)まで

お問合せ先等

県内金融機関
商工金融課 (054-221-2525)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028470.html>

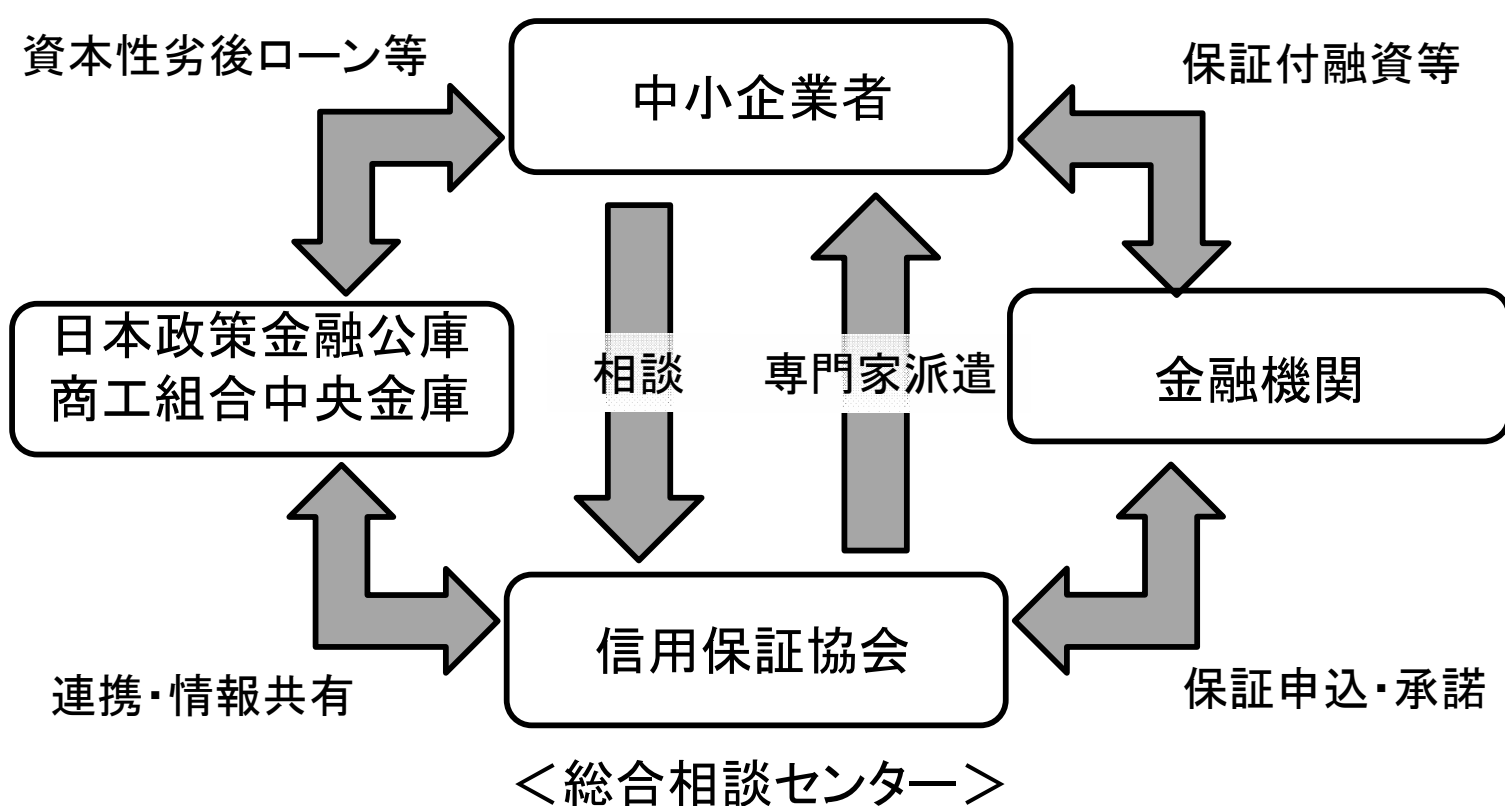


(静岡県信用保証協会)

総合相談センター

静岡県信用保証協会では、中小企業者を対象に、ライフステージに応じたさまざまな相談にお応えする総合相談センターを静岡・浜松・沼津に開設しています。

静岡県信用保証協会、金融機関、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫が相互に連携して支援します。



日本政策金融公庫や商工中金が提供する長期安定資金等（資本性劣後ローンを含む）を活用し、中小企業者の財務体質の強化を図るとともに、保証協会付き融資や専門家派遣などを組み合わせることによって、資金繰り支援・経営支援を行います。

静岡県信用保証協会

中部総合相談センター (0120-783-507)

(本店)

西部総合相談センター (0120-783-508)

(浜松支店)

東部総合相談センター (0120-783-509)

(沼津支店)

お問合せ先等

<https://www.cgc-shizuoka.or.jp/COVID-19/>

県制度融資「脱炭素支援資金」

新エネ・省エネ、脱炭素に係る取組を支援する中小企業向け制度融資です。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	<p>① 新エネ・省エネ設備等を導入しようとするもの ア 下記の8設備を導入する場合、又はこれらの設備と複合的に省エネ効果のある設備等を導入する場合（特別型） [太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用設備]</p> <p>イ それ以外（一般型）</p> <p>② 温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出したもの</p> <p>③ EV、FCV等の温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等を導入しようとするもの</p> <p>④ 環境性能評価（CASBEE静岡）でBEEランクがS又はAの評価を受けた工場等建築物を建築するもの</p>
融資限度額	1億円（天然ガスコージェネレーション：3億円）
融資期間	10年以内（据置期間：1年以内）
融資利率	1.40%以内【利子補給0.67%以内】 （上記①イと②の場合1.60%以内【利子補給0.47%以内】）
保証制度 保証料率	（普通、エネルギー需給安定対策）0.30%～1.30% （エネルギー対策）0.98%

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028449.html>



お問合せ先等

LPガス及び特別高圧電気料金の高騰による影響緩和のための支援

国の経済対策に呼応し、令和6年度2月補正として、**LPガス料金及び電気料金（特別高圧電力）の高騰による影響を緩和するため、支援を行います。**

LPガス料金高騰対策緊急支援事業費助成	LPガス利用者の負担軽減を図るため、小売事業者の使用料金の値引き原資を支援します。	
	区分	内容
	支援方法	小売事業者に値引き原資を補助し、一般消費者等の料金を値引き
	支援対象	LPガス（プロパンガス）を利用する一般家庭、事業所（工業用を除く）
	支援額	上限 1,600円/戸
	対象期間	令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月
	備考	事業に参加するLPガス販売事業者が値引きを行いますので、消費者の方は申請不要です

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成	エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者の事業継続を引き続き支援するため、特別高圧契約で受電する中小企業等に対して、支援金を支給します。	
	区分	内容
	支援対象	特別高圧電力を受電している中小企業等
	支援額	2.0 円/kWh（令和6年8、9月使用分） 1.3 円/kWh（" 10月使用分） 1.3 円/kWh（令和7年1、2月使用分） 0.7 円/kWh（" 3月使用分）
	対象期間	令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月使用分
備考	申請方法等はエネルギー政策課HPに3月下旬に掲載（予定）	

お問合せ先等

エネルギー政策課（054-221-2949）

飼料・燃油価格高騰による 影響緩和のための支援

国の経済対策に呼応し、令和6年度2月補正予算として、**燃油及び飼料、生産資材の価格の高騰による影響を緩和するため、支援を行います。**

施設園芸 用燃油価格高騰対策緊急支援事業費	区分	内容	お問い合わせ先
	支援対象	施設園芸農家等（国施設園芸セーフティネット構築事業R6事業年度加入者またはR7事業年度加入誓約者）	農芸振興課 054-221-3299
	支援額	支援単価×対象数量×0.95 で算出される金額以内	
	支援単価	A重油 12.1円/L、灯油 12.9円/L、LPガス 12.7円/kg、LNG 22.5円*/m ³ ※対象期間中の月毎に異なる	※県HP 掲載予定
	対象期間	令和6年10月～令和7年3月	
	申請先	最寄りのJA窓口	
	申請期間	令和7年3月5日～3月19日（予定）	

荒茶工場 燃料価格高騰緊急支援事業費	区分	内容	お問い合わせ先
	支援対象	荒茶工場（R6事業年度国茶セーフティネット構築事業加入者且つ、R7事業年度加入誓約者）	お茶振興課 054-221-2684
	支援額	対象数量×支援単価×1/2 で算出される金額以内 （当該月の全国燃料平均価格から基準価格を引いて算出）	
	対象期間	令和6年4月～10月	※県HP 掲載予定
	申請先	最寄りのJA窓口	
	申請期間	令和7年3月14日～3月31日（予定）	

家畜用飼料 価格高騰対策緊急支援事業費	区分	内容	お問い合わせ先
	支援対象	畜産農家（配合飼料又は自家配合飼料を使用する畜産農家（国のセーフティネット制度未加入者を含む）が対象）	畜産振興課 054-221-2705
	支援額	支援単価×対象数量	
	支援単価	270円/トン	※県HP 掲載予定
	対象期間	令和6年4月～令和7年3月	
	申請先	静岡県経済農業協同組合連合会等	
	申請期間	令和7年3月下旬～4月上旬（予定）	

お問合せ先等

上記の各お問い合わせ先参照

飼料・燃油価格高騰による 影響緩和のための支援

国の経済対策に呼応し、令和6年度2月補正予算として、燃油及び飼料、生産資材の価格の高騰による影響を緩和するため、支援を行います。

農地・農業用水路等資源保全管理推進事業費助成	区分	内容	お問い合わせ先
	支援対象	農業水利施設を管理する土地改良区等	農地整備課 054-221-2641 ※県HP 掲載予定
	支援額	7/10以内（農業水利施設の電気料金高騰分）	
	対象期間	令和6年4月～令和7年3月	
	申請先	申請者の所在地を所管する農林事務所	
	申請期間	令和7年4月～6月下旬（予定）	
	備考	省エネ対策の実施が要件になります。	
漁業用燃油等価格高騰対策緊急支援事業費	区分	内容	
	支援対象	漁業者、養殖業者	水産振興課 054-221-2744 ※県HP 掲載予定
	支援額	基準価格を超える燃油・飼料代×1/2以内	
	対象期間	令和6年4月～令和7年3月	
	申請先	未定	
	申請期間	令和7年3月下旬～4月下旬（予定）	

お問合せ先等

上記の各お問い合わせ先参照

小規模企業経営力向上事業費補助金

物価高騰等による経営環境の変化に対応した、新たなビジネスモデルの構築等に挑戦する小規模事業者を支援します。

区分	内容
対象	<ul style="list-style-type: none">○事業 以下の要件のすべてを満たすもの<ul style="list-style-type: none">①新たに取組む又は既存のものを大幅に改善するもの②新たな需要開拓又は生産性向上を目指すもの③将来の経営革新計画承認取得を目指すもの○経費<ul style="list-style-type: none">・開発費、機械装置等費、展示会等出展費、専門家謝金、外注費等○事業者<ul style="list-style-type: none">・物価高騰の影響を受けている小規模事業者
補助額	<ul style="list-style-type: none">○補助率 補助対象経費の2/3以内○限度額 50万円
期間	交付決定日から令和8年1月10日まで
募集期間	【物価高騰枠】令和7年3月3日から5月20日まで ※【通常枠、賃金引上げ枠】は4月以降募集開始予定
申請書の 入手先	静岡県経営支援課のHP https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html

経営支援課（054-221-2807）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1047031/1028489.html>



お問合せ先等

(経済産業省)

中小企業等事業再構築促進事業

新市場進出、事業・業態転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、中小企業等の挑戦を支援します。

<物価高騰対策・回復再生応援枠>

<p>必須要件</p>	<p>1. 事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること。</p> <p>2. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5% (申請枠により異なる) 以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5% (申請枠により異なる) 以上増加の達成。</p>	
<p>物価高騰対策・回復再生応援枠要件</p>	<p>必須要件を満たし、かつ以下①又は②のどちらかを満たすこと。</p> <p>①2022年1月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。</p> <p>②中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること。</p>	
<p>補助率等</p>	<p>中小企業</p>	<p>中堅企業</p>
	<p>補助額：100万円～3,000万円 補助率：2/3 (又は3/4) ※従業員数により区分あり</p>	<p>補助額:100万円～3,000万円 補助率:1/2 (又は2/3) ※従業員数により区分あり</p>

※公募期間や、<物価高騰対策・回復再生応援枠>以外の申請枠等、最新の情報は経済産業省ホームページをご確認ください。

事業再構築補助金事務局コールセンター (9時～18時)
(0570-012-088 または03-4216-4080)
事業再構築補助金事務局HPをご参照ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>



お問合せ先等

中小企業等専門家派遣事業

中小・小規模事業者等の経営等に関する課題解決を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

ご利用いただける方	中小・小規模事業者等
経営相談の概要	(派遣可能な専門家) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ITコーディネーターなどの派遣元に登録している専門家 (相談例) 労務管理、事業計画の見直しの相談のほか、資金繰りの安定化、BCP計画の策定など
費用負担等	専門家への謝金及び旅費の2 / 3を県が負担します。 ※1回(日)につき1万円～2万円程度ご負担いただきます。 ※利用回数には上限があります。
お申込み先	静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。 ※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434 ※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511



経営支援課 (054-221-2526)

お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/1040798/1043026.html>

(中小機構) 中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

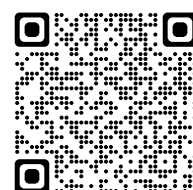
<p>補助対象事業</p>	<p>人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むもの</p>																	
<p>補助対象経費</p>	<p>省力化製品の設備投資における（1）製品本体価格、（2）導入に要する費用（導入経費）</p>																	
<p>補助率等</p>	<table border="1"> <tr> <th>従業員数</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> <th>賃上達成した場合※</th> </tr> <tr> <td>5名以下</td> <td rowspan="3">1/2</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>6～20名</td> <td>500万円</td> <td>750万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上</td> <td>1,000万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> </table>	従業員数	補助率	補助上限額	賃上達成した場合※	5名以下	1/2	200万円	300万円	6～20名	500万円	750万円	21名以上	1,000万円	1,500万円			
従業員数	補助率	補助上限額	賃上達成した場合※															
5名以下	1/2	200万円	300万円															
6～20名		500万円	750万円															
21名以上		1,000万円	1,500万円															
<p>※補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。</p>																		

※公募期間や公募条件等の最新の情報は、中小企業省力化投資補助事業事務局 ホームページをご確認ください。

お問合せ先等

補助事業事務局コールセンター（9時30分～17時30分）
（0570-099-660 または03-4335-7595）
中小企業省力化投資補助事業事務局HPをご参照ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



しずおかジョブステーション運営事業

「しずおかジョブステーション」では、学生・若者や中高年齢者など**求職活動を行うすべての方に対し就職支援を実施**しています。

区 分	内 容
就職相談・心の健康相談	<ul style="list-style-type: none">○学生、若者、就職氷河期世代、中高年齢者など、年代や個々の状況に応じた就職相談、各種アドバイスを就職サポーターが行います。○臨床心理士が就職に向けて心の健康相談を行います。
外国人向けの相談	<ul style="list-style-type: none">○日本語を話せない方が、仕事の相談や面接の練習ができるよう外国語の通訳を配置しています。 (しずおかジョブステーション西部：ポルトガル語)
セミナー	<ul style="list-style-type: none">○年代やニーズなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。
場所	<ul style="list-style-type: none">○しずおかジョブステーション東部（055-951-8229） 場所：沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル 2階○しずおかジョブステーション中部（054-284-0027） 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル 3階○しずおかジョブステーション西部（053-454-2523） 場所：浜松市中央区中央1-12-1 県浜松総合庁舎 1階


お問
合せ
先等

労働雇用政策課（054-221-2825）

<https://jobsta.pref.shizuoka.jp/>

離職者等再就職支援事業

離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を実施します。

区分	内容	
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。	
応募資格	○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、 かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方 (就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)	
申込先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。	
実施場所	県立工科短期大学校等が委託する民間教育訓練機関	
訓練期間	2～24ヶ月(訓練コースによって異なります。)	
訓練内容	○介護分野、デジタル分野、パソコンスキル ○会計・簿記、医療・調剤事務 ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。  <table border="1" data-bbox="1093 1344 1348 1433"><tr><td>職業能力開発課 離転職者訓練</td></tr></table> https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html	職業能力開発課 離転職者訓練
職業能力開発課 離転職者訓練		
募集期間	募集期間は訓練コースにより異なります。 上記のHPをご確認いただくか、工科短期大学校等にお問い合せください。	
連絡先	<東部> 工科短期大学校 沼津キャンパス TEL055(925)1072 <中部> 工科短期大学校 静岡キャンパス TEL054(345)3098 <西部> 浜松技術専門校 TEL053(462)5602	


職業能力開発課 (054-221-2821)

お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026566.html>

デジタル化等促進職業訓練事業

社会・経済環境が急速に変化する中、デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を実施します。

区 分		内 容
ご利用 いただける方		原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
事業内容		3次元設計、IoT活用などの技術革新に対応した訓練を実施し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。
訓練 内容	デジタル化対応	<ul style="list-style-type: none"> ○在職者訓練の高度化 5軸制御加工機、3次元設計（CAE）など ○企業との連携訓練 射出成形、プレス加工、ロボット操作など （静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練など） ○情報通信分野 IoTを活用したアプリ開発、組み込みプログラムなど ○その他の成長産業分野 3Dプリンタ活用、非鉄金属加工など <p>詳細は、以下のHPをご覧ください。  職業能力開発課 在職者訓練</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html</p>
実施機関		工科短期大学校、浜松技術専門校が実施します。

お問
合せ
先等

職業能力開発課（054-221-2821）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html>

静岡UIターン就職サポート事業

静岡UIターン就職サポートセンターでは、**静岡県へのUIターン就職を希望する方を対象に、就職支援を実施しています**。静岡県での就職に必要な情報を提供するとともに、就活マナーや模擬面接の指導まで、就活を徹底的にサポートします。

区分	内容
就職相談・キャリアカウンセリング	<ul style="list-style-type: none">○キャリアカウンセラーがあなたの就職の悩みや疑問にマンツーマンで丁寧にお答えします。 あなたの希望や適性に合った企業を探し、就職まで徹底サポート。模擬面接指導も受けられます。○対面またはオンラインでの相談が可能です。
セミナー	<ul style="list-style-type: none">○静岡県へUIターン就職するためのポイントや県内企業情報、先輩社員とのオンライン交流会など、内定獲得に役立つ情報をセミナーでお伝えします。○詳細については、静岡UIターン就職サポートセンターのホームページをご覧ください。→https://shizuoka-de.com/
場所	<ul style="list-style-type: none">○静岡県移住相談センター(有楽町) (0120-025-023) 場所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 8階ふるさと回帰支援センター内

お問合せ先等

労働雇用政策課 (054-221-2825)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/ui/1026307.html>

静岡県インターンシップ導入ヘルプデスク

静岡県では、就職活動におけるインターンシップの重要性の高まりを受け、**静岡県内の中小企業を対象に、インターンシップの効果的な運営や実施内容の充実等、具体的な助言を行う相談窓口を設置しました。**

区 分	内 容
対象及び 支援内容 (※1)参照	(1) インターンシップ未実施企業 インターンシップ導入に向けた学生のニーズを踏まえた、効果的なインターンシップの設計、運営などに対する支援。
	(2) インターンシップ実施企業 既に実施しているインターンシップの内容の充実を図るための、具体的な支援など。
相談及び 受付時間 (※2)参照	(1) 電話 (070-2286-3404) 月曜日から金曜日の13:00から17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)は除く
	(2) 受付フォーム(https://forms.gle/PJDJinUK1Da95zN99) 24時間受付 ※連絡は、平日(月から金)の13:00~17:00となります。
その他	(※1)支援対象については、下記URLの要件をご確認ください。 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishin/1063307/index.html (※2)相談方法については、電話、メール及びオンラインからお選びいただけます。

労働雇用政策課 (054-221-2573)

お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishin/1063307/index.html>

パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)

内閣府・中小企業庁・(公財)全国中小企業振興機関協会

- ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言
以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。
 - サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
 - 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
 - その他独自の取組※下請中小企業振興法に基づく基準
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)
- ②「宣言」は(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに公表
- ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使用可能
- ④一部の補助金について加点措置を講じます。
 - 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。



「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- (公財)全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



静岡県

産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。

<優遇措置・メリット等>

- 県補助金の加点措置等の実施
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注
- 取引適正化に関連する講習会や価格交渉支援セミナーを開催
- 適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置
 - ・(公財)静岡県産業振興財団下請振興事業 (054-273-4433)

経済産業部 商工業局 商工振興課・地域産業課

TEL: 054-221-2512



お問合せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>

各種相談窓口一覧

中小企業、小規模企業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える 経営課題についてワンストップで対 応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル6階 
静岡県中小企業活性化協議会 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	経営面の課題を抱える中小事業 者に伴走し、金融機関等と協力し ながら実践的、効果的に支援	電話 054-253-5118 静岡市葵区黒金町 20-8 静岡商工会議所会館3階 
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30~17:15 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者の経営 上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館4階 
下請かけこみ寺 [(公財)静岡県産業振興財団] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小事業者が抱える取引上のト ラブル(代金未払い、単価引き 下げ要求、買いたたきなど)につ いて、専門家が問題解決に向け て助言	電話 0120-418-618 ※全国共通 静岡県内からかけると 静岡県のかけこみ寺に つながります。 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館4階 


最寄りの商工会議所・商工会でも各種相談を受け付けています。
いずれの窓口も相談は無料です。

【参考】専門家派遣

区分	内容	連絡先
中小企業等専門家派遣事業 [(公財)静岡県産業振興財団]	中小企業者等が抱える経営上の 問題(物価高騰に関連する課題 も含まれます)に対して専門家を 派遣し助言 ※経費の1/3は自己負担	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1静岡県産業経済 会館4階
小規模企業ビジネスパワーアップ 支援事業 [商工会議所・商工会]	小規模事業者の多岐に渡る経営 上の課題(物価高騰に関連する 課題も含まれます)の解決に向け て、要請に応じて専門家を派遣し 助言 ※経費の1/3は自己負担	最寄りの商工会議所・商工会 静岡県商工会連合会 電話 054-255-8080

各種相談窓口一覧

農業経営に関する各種相談は、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県農業経営・就農支援センター 〔(公社)静岡県農業振興公社内〕 9:30~12:00, 13:00~17:00 (年末年始・土日祝日を除く)	農業者が抱える経営課題について 対応	電話 054-250-8988 静岡市葵区茶町 2-8-1銀行会館内 

農林水産業に関するご相談は、下記連絡先にお問い合わせください。

※9:30~12:00, 13:00~17:15 (年末年始・土日祝日を除く)

窓口	相談分野	連絡先
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	農業戦略課	054-221-2669
	農芸振興課	054-221-3299
賀茂農林事務所 下田市中531-1	企画経営課	0558-24-2076
	森林整備課	0558-24-2082
東部農林事務所 沼津市高島本町1-3	企画経営課	055-920-2160
	森林整備課	055-920-2169
富士農林事務所 富士市本市場441-1	企画経営課	0545-65-2321
	森林整備課	0545-65-2202
中部農林事務所 静岡市駿河区有明町2-20	企画経営課	054-286-9276
	森林整備課	054-286-9066
志太榛原農林事務所 藤枝市瀬戸新屋362-1	企画経営課	054-644-9225
	森林整備課	054-644-9243
中遠農林事務所 磐田市見付3599-4	企画経営課	0538-37-2285
	森林整備課	0538-37-2301
西部農林事務所 浜松市中央区中央1-12-1	企画経営課	053-458-7209
西部農林事務所 天竜農林局 浜松市天竜区二俣町鹿島559	森林整備課	053-926-3124
静岡県経済産業部 水産振興課 静岡市葵区追手町9-6	水産業	054-221-2744
水産・海洋技術研究所 焼津市鰯ヶ島136-24	普及総括班	054-627-1816